

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2025年5月30日

【発行者の名称】

フクヤ建設株式会社
(FUKUYA Construction Co., Ltd.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 福家 淳也

【本店の所在の場所】

高知県高知市薊野西町三丁目35番29号

【電話番号】

088-845-4618

【事務連絡者氏名】

取締役最高財務責任者兼業務推進事業部部長 谷口 翔一

【担当J-Adviserの名称】

株式会社日本M&Aセンター

【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】

代表取締役社長 竹内 直樹

【担当J-Adviserの本店の所在の場所】

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

【担当J-Adviserの財務状況が 公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.nihon-ma.co.jp/ir/>

【電話番号】

03-5220-5454

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market
なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

【公表されるホームページのアドレス】

フクヤ建設株式会社
<https://fukuya-h.co.jp/>
株式会社 東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第35期中	第36期中	第34期	第35期
決算年月	2024年 2 月	2025年 2 月	2023年 8 月	2024年 8 月
売上高 (千円)	1, 089, 892	1, 160, 865	2, 455, 119	2, 323, 105
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△8, 621	△1, 135	30, 811	38, 584
親会社株主に帰属する中間 (当期) 純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失 (△) (千円)	△17, 457	421	2, 207	38, 273
中間包括利益又は包括利益 (千円)	4, 135	△1, 130	13, 579	33, 280
純資産額 (千円)	543, 908	547, 923	539, 773	573, 053
総資産額 (千円)	2, 668, 935	2, 630, 785	2, 939, 128	2, 595, 372
1 株当たり純資産額 (円)	2, 719. 54	2, 739. 62	2, 698. 87	2, 865. 27
1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	120 (—)
1 株当たり中間 (当期) 純利益又は 1 株当たり中間純損失 (△) (円)	△87. 29	2. 11	11. 04	191. 37
潜在株式調整後 1 株当たり中間 (当期) 純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	20. 4	20. 8	18. 4	22. 1
自己資本利益率 (%)	△3. 2	0. 1	0. 4	6. 9
株価収益率 (倍)	—	1, 106. 7	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	62. 7
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	108, 120	△131, 157	△14, 694	322, 458
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△11, 150	△122, 875	△521, 488	15, 811
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△153, 065	121, 632	△606, 271	△352, 275
現金及び現金同等物の中間期末 (期末) 残高 (千円)	426, 419	336, 110	482, 515	468, 511
従業員数 [外、平均臨時雇用人員] (名)	67 [10]	67 [9]	64 [13]	70 [7]

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間 (当期) 純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 株価収益率については、第34期及び第35期において当社株式は非上場であったため記載しておりません。
3. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
4. 2024年 8 月 28 日付で普通株式 1 株につき 500 株の株式分割を行っておりますが、第34期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり中間 (当期) 純利益又は 1 株当たり中間純損失を算定しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、主要な関係会社につきまして異動はありません。

4 【従業員の状況】

（1）連結会社の状況

2025年2月28日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
建築工事業	37〔－〕
建材卸売事業	8〔2〕
不動産事業	5〔－〕
飲食事業	3〔5〕
全社（共通）	14〔2〕
合計	67〔9〕

（注）１．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く。）は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

２．全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

（2）発行者の状況

2025年2月28日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
51〔6〕	37.8歳	6.0	4,474

セグメントの名称	従業員数(名)
建築工事業	36〔－〕
不動産事業	4〔－〕
飲食事業	3〔5〕
全社（共通）	8〔1〕
合計	51〔6〕

（注）１．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く。）は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

２．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

３．全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

（3）労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境が緩やかに改善し、経済的には前向きな動きが見られる一方で、賃金上昇は輸入価格の上昇を起点とする物価上昇に迫りついておらず、個人消費や設備投資は依然として力強さを欠いており、先行き不透明な状況が続いています。

当社グループの属する住宅業界におきましては、世界的な資源価格の高騰を受けた木材・住宅設備機器等の材料高、設計・施工監理職など専門職技術者の人材不足などにより、建築コストの上昇が続いております。また、日銀のゼロ金利政策解除に伴い住宅ローン金利も上昇傾向にあります。

こうした厳しい事業環境が続く中、当社グループは予定していた大口の民間工事の着工の遅れなどの影響もありましたが、中核事業である注文住宅事業とリノベーション事業の需要の増加により収益を伸ばすことができました。

これらの結果、当中間連結会計期間の売上高は1,160,865千円（前年同期比6.5%増）、営業損失は349千円（前年同期は営業損失8,817千円）、経常損失は1,135千円（前年同期は経常損失8,621千円）、親会社株主に帰属する中間純利益は421千円（前年同期は親会社株主に帰属する中間純損失17,457千円）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりです。

1 建築工事業

建築工事業におきましては、お客様のニーズに応える多様なデザイン提案を活かした新築注文住宅とリノベーション工事の受注が伸びており、予想を上回る物件数を販売することができた中、当中間連結会計期間のセグメント売上高は883,587千円（前年同期比12.2%増）、セグメント利益は102,330千円（同62.1%増）となりました。

2 建材卸売事業

建材卸売事業におきましては、少子高齢化による人口減少の影響を受けて新築住宅着工件数が減少している中、当中間連結会計期間のセグメント売上高は200,682千円（前年同期比5.6%減）、セグメント損失は791千円（前年同期はセグメント利益5,328千円）となりました。

3 不動産事業

不動産事業におきましては、新たに人材採用を行ったことにより仲介手数料をはじめとした不動産売買事業が順調でしたが、建売住宅の販売が伸び悩んだことから、当連結会計年度のセグメント売上高は52,707千円（前年同期比18.9%減）、セグメント利益は10,608千円（同4.0%増）となりました。

4 飲食事業

飲食事業におきましては、2024年8月期に4店舗中の1店舗を閉店したことから、当連結会計年度のセグメント売上高は22,463千円（前年同期比8.2%減）、セグメント損失は908千円（前年同期はセグメント損失8,533千円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、336,110千円（前年同期は426,419千円）となりました。当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は131,157千円（前年同期は108,120千円の獲得）となりました。これは主に、減価償却費30,626千円、売上債権の増加額48,553千円、棚卸資産の増加額24,193千円、仕入債務の減少額30,223千円、未払又は未収消費税等の減少額29,140千円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は122,875千円（前年同期は11,150千円の使用）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出121,907千円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は121,632千円（前年同期は153,065千円の使用）となりました。これは主に、短期借入金の増加額100,000千円、長期借入金の増加額120,000千円、長期借入金の返済による支出69,367千円、配当金の支払額24,000千円によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループが営む事業では、生産実績を定義することが困難であるため「生産実績」は記載しておりません。

(2) 受注実績

当中間連結会計期間における受注実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
建築工事業	2,290,082	327.3	2,541,036	260.4
合計	2,290,082	327.3	2,541,036	260.4

(注) 1. 建材卸売事業、不動産事業、飲食事業は受注活動を行っていないため記載しておりません。

2. セグメント間取引については、相殺消去しております。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
建築工事業	883,119	112.2
建材卸売事業	200,682	94.4
不動産事業	52,407	82.2
飲食事業	22,463	91.8
その他	2,192	123.7
合計	1,160,865	106.5

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 主要な販売先に総販売実績の100分の10を超える相手先はありません。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき主な課題について重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2024年11月28日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております、当社株式の証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

担当J-Adviserとの契約の解除に関するリスクについて

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。

当社は、本書公表日現在において、株式会社日本M&Aセンターとの間で、担当J-Adviser契約（以下、「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜J-Adviser契約解除に関する条項＞

当社（以下、「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社日本M&Aセンター（以下、「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下、「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

甲が次のいずれかに該当する場合には、乙は本契約を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態にある場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続、更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」（以下、「私的整理に関するガイドライン」という。）に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドラインに基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）上記（a）各号における再建計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又

- は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
- （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
- （b）甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
- （a） TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
- （b） 前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。
- ⑤ 事業活動の停止
- 甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
- （a） TOKYO PRO Marketの上場株券等
- （b） 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- ⑥ 不適当な合併等
- 甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社とする株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又は i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合
- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損
- 第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき
- ⑧ 発行者情報等の提出遅延
- 甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等
- 次の a 又は b に該当する場合
- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- ⑩ 法令違反及び上場契約違反等
- 甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合
- ⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなる場合
 ⑫ 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

国内子会社

当中間連結会計期間に以下の設備を取得いたしました。

2025年2月28日現在

会社名 (所在地)	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
				建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	リース資 産	その他	合計	
㈱成商	本社及び工場 (高知市布師 田)	建材卸売 事業	本社及び 工場移転 予定先の 土地	—	—	104,942 (3,802.28)	—	—	104,942	—

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品並びにソフトウェアであります。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2025年2月28日)	公表日現在発行数(株) (2025年5月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	800,000	600,000	200,000	200,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	800,000	600,000	200,000	200,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2024年9月1日～ 2025年2月28日	—	200,000	—	20,000	—	—

(6) 【大株主の状況】

2025年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
エフホールディングス株式会社	高知市薊野西町3丁目27-3	189,000	94.50
福家智子	東京都渋谷区	10,000	5.00
株式会社四国銀行	高知市南はりまや町1丁目1-1	1,000	0.50
計	—	200,000	100.00

(注) 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 200,000	2,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	200,000	—	—
総株主の議決権	—	2,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6カ月間の月別最高・最低株価】

月別	9月	10月	11月	12月	1月	2月
最高(円)	—	—	2,335円	—	—	—
最低(円)	—	—	2,335円	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。

2. 当社株式は2024年11月26日に東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場いたしました。なお、2024年12月から2025年2月においては売買実績がありません。

3 【役員の状況】

2024年11月28日付の発行者情報公表日以後、本中間発行者情報公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。当社の中間連結財務諸表は、第1種中間連結財務諸表であります。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2024年9月1日から2025年2月28日まで)の中間連結財務諸表について、新月有限責任監査法人の期中レビューを受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年 8 月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 2 月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	468,511	336,110
受取手形	13,071	28,865
完成工事未収入金	60,781	82,643
売掛金	33,047	43,943
未成工事支出金	15,607	24,057
商品	28,728	24,725
原材料及び貯蔵品	61,663	53,052
販売用不動産	390,358	424,250
仕掛販売用不動産	7,529	1,993
その他	18,359	12,732
貸倒引当金	△ 851	△ 1,414
流動資産合計	1,096,805	1,030,961
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	710,475	695,381
機械装置及び運搬具（純額）	16,374	14,246
工具、器具及び備品（純額）	11,831	9,595
リース資産（純額）	13,388	11,485
土地	600,314	705,257
建設仮勘定	6,181	21,194
有形固定資産合計	1,358,565	1,457,160
無形固定資産		
その他	6,678	5,895
無形固定資産合計	6,678	5,895
投資その他の資産		
投資有価証券	35,747	37,169
長期前払費用	23,974	25,421
繰延税金資産	7,496	10,544
その他	73,387	70,917
貸倒引当金	△ 7,285	△ 7,285
投資その他の資産合計	133,321	136,767
固定資産合計	1,498,566	1,599,823
資産合計	2,595,372	2,630,785

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年8月31日)	当中間連結会計期間 (2025年2月28日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	228,876	187,690
電子記録債務	53,404	69,583
短期借入金	75,000	175,000
1年内償還予定の社債	6,000	56,000
1年内返済予定の長期借入金	123,704	131,953
未払金	34,056	28,754
リース債務	3,999	3,863
未成工事受入金	100,903	102,906
未払法人税等	24,298	470
賞与引当金	25,035	17,809
持分法適用に伴う負債	1,172	1,483
その他	65,221	31,944
流動負債合計	741,673	807,460
固定負債		
社債	59,000	6,000
長期借入金	1,145,682	1,188,066
リース債務	10,387	8,523
長期預り敷金	2,722	3,093
退職給付に係る負債	4,264	4,624
役員退職慰労引当金	52,600	59,100
資産除去債務	5,988	5,993
固定負債合計	1,280,645	1,275,401
負債合計	2,022,319	2,082,862
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,000	20,000
利益剰余金	553,140	529,562
株主資本合計	573,140	549,562
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△87	△1,639
その他の包括利益累計額合計	△87	△1,639
純資産合計	573,053	547,923
負債純資産合計	2,595,372	2,630,785

② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年 9 月 1 日 至 2024年 2 月29日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 9 月 1 日 至 2025年 2 月28日)
売上高	1,089,892	1,160,865
売上原価	853,751	891,976
売上総利益	236,140	268,889
販売費及び一般管理費	※1 244,957	※1 269,238
営業損失 (△)	△8,817	△349
営業外収益		
受取利息	2	199
受取配当金	617	1,000
受取手数料	792	410
補助金収入	4,003	-
助成金収入	400	100
受取保険金	-	1,944
その他	1,739	2,849
営業外収益合計	7,555	6,504
営業外費用		
支払利息	4,887	5,632
リース解約損	888	-
持分法による投資損失	-	310
その他	1,583	1,347
営業外費用合計	7,359	7,291
経常損失 (△)	△8,621	△1,135
特別利益		
固定資産売却益	1,353	-
特別利益合計	1,353	-
特別損失		
固定資産売却損	10,299	-
固定資産除却損	-	0
特別損失合計	10,299	0
税金等調整前中間純損失 (△)	△17,568	△1,135
法人税、住民税及び事業税	1,472	654
法人税等調整額	△1,582	△2,212
法人税等合計	△110	△1,557
中間純利益又は中間純損失 (△)	△17,457	421
親会社株主に帰属する中間純利益又は中間純損失 (△)	△17,457	421

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年9月1日 至 2024年2月29日)	当中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
中間純利益又は中間純損失 (△)	△17,457	421
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	21,592	△1,552
その他の包括利益合計	21,592	△1,552
中間包括利益	4,135	△1,130
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	4,135	△1,130

③ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年 9 月 1 日 至 2024年 2 月29日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 9 月 1 日 至 2025年 2 月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純損失 (△)	△17,568	△1,135
減価償却費	29,636	30,626
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△797	562
賞与引当金の増減額 (△は減少)	1,663	△7,225
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	262	359
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	5,550	6,500
受取利息及び受取配当金	△620	△1,200
支払利息	4,887	5,632
補助金収入	△4,003	-
助成金収入	△400	△100
受取保険金	-	△1,944
固定資産売却損	10,299	-
固定資産売却益	△1,353	-
持分法による投資損失	-	310
売上債権の増減額 (△は増加)	125,118	△48,553
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△7,762	△24,193
仕入債務の増減額 (△は減少)	△124,428	△30,223
未払又は未収消費税等の増減額	69,908	△29,140
その他	22,570	△9,009
小計	112,964	△108,733
利息及び配当金の受取額	620	1,200
利息の支払額	△4,887	△5,632
補助金の受取額	4,003	-
助成金の受取額	400	100
保険金の受取額	-	1,944
法人税等の支払額	△5,995	△20,036
法人税等の還付額	1,015	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	108,120	△131,157

(単位：千円)

	前連中間結会計期間 (自 2023年 9 月 1 日 至 2024年 2 月29日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 9 月 1 日 至 2025年 2 月28日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△17,268	△121,907
有形固定資産の売却による収入	16,693	-
無形固定資産の取得による支出	△5,518	-
投資有価証券の取得による支出	△3,553	△3,809
保険積立金の積立による支出	△149	△149
その他	△1,354	2,989
投資活動によるキャッシュ・フロー	△11,150	△122,875
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△100,000	100,000
長期借入れによる収入	-	120,000
長期借入金の返済による支出	△49,120	△69,367
社債の償還による支出	△3,000	△3,000
リース債務の返済による支出	△945	△1,999
配当金の支払額	-	△24,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△153,065	121,632
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△56,096	△132,400
現金及び現金同等物の期首残高	482,515	468,511
現金及び現金同等物の期末残高	※1 426,419	※1 336,110

【注記事項】

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年9月1日 至 2024年2月29日)	当中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
役員報酬	35,718千円	32,920千円
給料手当	63,868 "	66,442 "
退職給付費用	151 "	87 "
賞与引当金繰入額	6,745 "	8,027 "
役員退職慰労引当金繰入額	5,550 "	6,500 "
貸倒引当金繰入額	△797 "	562 "

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年9月1日 至 2024年2月29日)	当中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
現金及び預金	426,419千円	336,110千円
預入期間が3か月を超える定期預金	— "	— "
現金及び現金同等物	426,419千円	336,110千円

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間 (自 2023年9月1日 至 2024年2月29日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年11月28日 定時株主総会	普通株式	24,000	120	2024年8月31日	2024年11月29日	利益剰余金

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 2023年9月1日 至 2024年2月29日）

(単位：千円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	建築工事 事業	建材卸売 事業	不動産 事業	飲食 事業	計				
売上高									
一時点で移転さ れる財又はサー ビス	82,684	212,645	53,679	24,482	373,491	1,771	375,263	—	375,263
一定の期間に渡 り移転される財 又はサービス	704,539	—	—	—	704,539	—	704,539	—	704,539
顧客との契約か ら生じる収益	787,223	212,645	53,679	24,482	1,078,031	1,771	1,079,803	—	1,079,803
その他の収益	—	—	10,088	—	10,088	—	10,088	—	10,088
売上高									
外部顧客への 売上高	787,223	212,645	63,768	24,482	1,088,120	1,771	1,089,892	—	1,089,892
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	—	—	1,200	—	1,200	3,390	4,590	△4,590	—
計	787,223	212,645	64,968	24,482	1,089,320	5,161	1,094,482	△4,590	1,089,892
セグメント利益 又は損失 (△)	63,137	5,328	10,203	△8,533	70,136	2,003	72,139	△80,957	△8,817

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、民泊事業等を含んでおります。

2. 調整額は以下のとおりであります。

セグメント利益又は損失 (△) の調整額△80,957千円には、セグメント間取引消去196千円、各報告セグメントに配分していない全社費用△81,153千円が含まれております。

3. セグメント利益又は損失 (△) の合計額は、中間連結財務諸表の営業損失と調整しております。

当中間連結会計期間（自 2024年9月1日 至 2025年2月28日）

（単位：千円）

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	建築工事 事業	建材卸売 事業	不動産 事業	飲食 事業	計				
売上高									
一時点で移転さ れる財又はサー ビス	50,702	200,682	41,996	22,463	315,845	2,192	318,037	—	318,037
一定の期間に渡 り移転される財 又はサービス	832,417	—	—	—	832,417	—	832,417	—	832,417
顧客との契約か ら生じる収益	883,119	200,682	41,996	22,463	1,148,262	2,192	1,150,454	—	1,150,454
その他の収益	—	—	10,410	—	10,410	—	10,410	—	10,410
売上高									
外部顧客への 売上高	883,119	200,682	52,407	22,463	1,158,673	2,192	1,160,865	—	1,160,865
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	467	—	300	—	767	3,813	4,580	△4,580	—
計	883,587	200,682	52,707	22,463	1,159,440	6,005	1,165,445	△4,580	1,160,865
セグメント利益 又は損失（△）	102,330	△791	10,608	△908	111,239	△673	110,565	△110,915	△349

（注） 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、民泊事業等を含んでおります。

2. 調整額は以下のとおりであります。

セグメント利益又は損失（△）の調整額△110,915千円には、セグメント間取引消去6千円、各報告セグメントに配分していない全社費用△110,921千円が含まれております。

3. セグメント利益又は損失（△）の合計額は、中間連結財務諸表の営業損失と調整しております。

(金融商品関係)

中間連結貸借対照表計上額と時価との差額及び前連結会計年度に係る連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年9月1日 至 2024年2月29日)	当中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
(1) 1株当たり中間純利益又は 1株当たり中間純損失(△)	△87円29銭	2円11銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に 帰属する中間純損失(△)(千円)	△17,457	421
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益又 は親会社株主に帰属する中間純損失(△)(千円)	△17,457	421
普通株式の期中平均株式数(株)	200,000	200,000

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 2024年8月28日付けで普通株式1株につき500株の株式分割を行っておりますが、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり中間純損失(△)を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年 5 月 27 日

フクヤ建設株式会社

取締役会 御中

新月有限責任監査法人

大阪府大阪市

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

佐野明彦

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

岡本光弘

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているフクヤ建設株式会社の2024年9月1日から2025年8月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年9月1日から2025年2月28日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フクヤ建設株式会社及び連結子会社の2025年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適性に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適性に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上